

令和6年度原子力防災訓練の概要（案）について

1 訓練日程

令和7年2月

2 主催

鹿児島県

関係市町（薩摩川内市，いちき串木野市，阿久根市，鹿児島市，出水市，日置市，始良市，さつま町，長島町）

内閣府 ※ 国の原子力総合防災訓練と合同で実施

3 訓練のポイント

- 事故の進展に応じて，県，関係市町，関係機関が協働・連携し，地域防災計画に基づき訓練を実施
- 原子力防災アプリを含む原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの活用
- 能登半島地震等を踏まえ，火災・断水・通信障害・孤立地区の発生等を想定した訓練を実施【拡充】

(1) 段階的避難に係る住民理解を深めるためのシナリオ訓練

- ① 第1段階 PAZの要配慮者避難
- ② 第2段階 PAZの住民避難，UPZの屋内退避
- ③ 第3段階 UPZの空間放射線量率に基づく住民避難

(2) 警戒事態における初動対応訓練

- ① 発災直後の情報伝達や関係職員の参集，オフサイトセンターの立ち上げ
- ② 被災状況などの情報収集，実動機関への派遣要請，住民等に対する情報提供
- ③ 要配慮者（在宅，社会福祉施設入所者等）の避難準備

(3) オフサイトセンター参集・運営訓練

- ① オフサイトセンターの運営
- ② 緊急時モニタリングセンターを立ち上げ，緊急時モニタリングを実施し，空間放射線量の測定結果に基づく一時移転地域の特定に係る手順を確認
- ③ 避難住民の防護措置の実施資料等を作成
- ④ 非常用発電機への燃料供給
- ⑤ 代替オフサイトセンター（消防学校）立ち上げ
- ⑥ 放射線防護設備の稼働
- ⑦ 県現地災害対策本部会議の開催

(4) 住民等に対する広報訓練

- ① 広報車，防災行政無線，緊急速報メール（日本語・英語），原子力防災アプリ，コミュニティFM等による住民や観光客等一時滞在者への情報伝達
- ② 観光施設等での観光客等一時滞在者への情報伝達
- ③ 外国語による情報伝達

(5) **避難・避難誘導，屋内退避訓練** **拡充**

- ① 放射線防護施設への屋内退避及び放射線防護施設の陽圧化装置等の稼働
- ② 避難所等での屋内退避
大規模地震による建物の倒壊等により，自宅等での屋内退避ができないことを想定して，近隣の避難所等での屋内退避
- ③ 要配慮者等の避難訓練
ア 原子力防災・避難施設等調整システムを活用し，放射性物質の放出状況や被災状況を踏まえ，川内原子力発電所から10km以遠の社会福祉施設等の避難先を調整
イ 九電社員によるP A Zの要配慮者（社会福祉施設及び在宅）に対する避難支援
ウ 九電が追加配備した福祉車両を用いた避難
- ④ 広域避難訓練
ア U P Z外の受入市町への住民避難
イ 原子力防災アプリ等の活用
ウ **地震被害により，避難計画上の避難先へ避難できない事態を想定した代替の避難先への避難【新規】**
- ⑤ 道路閉塞に伴う孤立化等への対応
ア P A Z内での孤立地区の発生を想定したヘリ・船舶による避難
イ 長島町住民の船舶避難
- ⑥ 幼稚園，保育園，学校の避難訓練
各校において，保護者への情報連絡，引き渡し訓練を実施し，各校の避難計画に基づく手順を確認（訓練実施日は各校で別途設定）

(6) **避難所設置等の訓練**

- ① 避難所開設から住民の受入について避難元と避難先の自治体との手順等を確認
- ② 原子力防災アプリ等の活用
- ③ 要配慮者や障がい者を想定した受入対応の実施
- ④ 健康相談窓口の開設
- ⑤ 住民体験型訓練（ダンボールベッド組立等）の実施
- ⑥ トラック協会による支援物資搬送
- ※ 原子力防災に関する基礎知識や災害時の心構えなどに関する防災講習会の開催
- ※ 避難所での防災用品等備蓄物資の展示

(7) **避難退域時検査・原子力災害医療措置訓練** **拡充**

- ① 避難退域時検査
ア 住民への検査手順の周知及び検査体制の確認
イ 原子力防災アプリ等の活用
ウ 車いす利用者及び複数汚染箇所を想定した検査
エ 簡易除染で除染できなかった場合の拡散防止処置
オ **未実施場所（候補地）での検査【拡充】**
- ② 安定ヨウ素剤配布
ア 住民への配布手順の周知や緊急配布場所での配布
イ 原子力防災アプリ等の活用
ウ **国家備蓄安定ヨウ素剤の輸送【新規】**
- ③ 被ばく傷病者対応訓練
被ばく傷病者を想定した除染や医療訓練を実施

(8) 原子力災害時住民避難支援・円滑化システム活用訓練

- ① 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムによる被災状況及び避難状況把握
- ② 関係機関を含めた避難車両配車システムによる配車手順の確認
- ③ 原子力防災アプリによる住民への情報伝達及び避難住民受付の実施
- ④ 一時集合場所等の各受付場所での仮QRコード発行・配布
- ⑤ 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムによる避難退域時検査通過証発行
- ⑥ 原子力防災アプリを活用した安定ヨウ素剤配布
- ⑦ 原子力防災アプリによる住民からの情報投稿への対応

(9) 自衛隊など実動機関との連携

- ① 道路啓開訓練
地震による倒木等により、通行不能となった避難経路の復旧作業を実施
- ② 応急架橋訓練
孤立地区発生を想定した応急架橋訓練【新規】
- ③ 避難住民の搬送支援
ア PAZ内での孤立地区の発生を想定したヘリ・船舶による避難 [再掲]
イ 屋内退避施設からの急患搬送
- ④ 避難退域時検査の支援
車両の簡易除染を実施
- ⑤ 残留住民の確認
避難地区における残留住民の確認
- ⑥ 警戒警備・交通規制
緊急事態応急対策実施区域及びその周辺地域において、警戒警備活動や交通規制等を実施
- ⑦ 海上警戒警備・交通規制
警戒海域の広報及び周辺海域の警戒警備、海上における交通規制等を実施
- ⑧ 情報収集訓練
県警・自衛隊・海保ヘリ及び海保巡視船による情報収集（映像伝送）を実施

(10) 能登半島地震等を踏まえた対応 **拡充**

- ① 倒壊家屋からの救出訓練
- ② 道路啓開訓練
地震による倒木等により、通行不能となった避難経路の復旧作業を実施
- ③ **道路損壊のため消防車が進入できない地域での火災発生を想定したヘリによる火災消火訓練【新規】**
- ④ **断水地域での屋内退避を想定した給水車による応急給水訓練【新規】**
- ⑤ **通信障害時における電気通信事業者による移動基地局車等の設置訓練【新規】**
- ⑥ **孤立地区発生を想定した応急架橋訓練 [再掲]**
- ⑦ **孤立地区での屋内退避を想定したヘリによる物資供給訓練【新規】**
- ⑧ **モニタリングポストの欠測を想定した無人航空機モニタリングの実施【新規】**

(11) その他

- ① モニタリングポストへの燃料供給
- ② ドローンを活用した道路被害状況確認
- ③ 外部委託による訓練の評価・検証

(案)

令和6年度原子力総合防災訓練計画

1 令和6年度原子力総合防災訓練の対象となる原子力事業所
九州電力株式会社 川内原子力発電所

2 実施時期
令和7年2月

3 参加機関

(1) 指定行政機関等

内閣官房、内閣法制局、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

(2) 指定地方行政機関等

九州管区警察局鹿児島県情報通信部、総務省九州総合通信局、国土交通省九州地方整備局、国土交通省九州運輸局、国土交通省大阪航空局鹿児島空港事務所、福岡管区气象台、鹿児島地方气象台、海上保安庁（第十管区海上保安本部、串木野海上保安部）、陸上自衛隊（陸上総隊、西部方面総監部、自衛隊鹿児島地方協力本部等）、海上自衛隊（自衛艦隊、佐世保地方総監部等）、航空自衛隊（航空総隊、西部航空方面隊、航空支援集団等）川内原子力規制事務所 等

(3) 地方公共団体等

鹿児島県、鹿児島市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、伊佐市、姶良市、さつま町、長島町、熊本県、熊本県水俣市、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、埼玉県警察、警視庁、鹿児島県警察 等

(4) 指定公共機関等

西日本高速道路株式会社九州支社、九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、日本原子力発電株式会社 等

(5) 指定地方公共機関等

株式会社南日本放送、鹿児島テレビ放送株式会社、株式会社鹿児島放送、株式会社エフエム鹿児島、株式会社鹿児島讀賣テレビ、国立大学法人 鹿児島大学病院、済生会川内病院、公益社団法人 鹿児島県薬剤師会、公益社団法人鹿児島県トラック協会、公益社団法人鹿児島県バス協会、株式会社南日本新聞社、肥薩おれんじ鉄道株式会社 等

(6) 原子力事業者

九州電力株式会社

(7) その他

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会、一般社団法人鹿児島県タクシー協会 等

4 原子力緊急事態の想定に関する事項

鹿児島県薩摩半島西方沖を震源とした地震が発生する。これにより、定格熱出力一定運転中の川内原子力発電所1号機及び2号機の原子炉が自動停止する。さらには、1号機において設備の故障が重なり、原子炉注水機能を喪失する事象が発生し、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に至る。

5 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者

上記3の参加機関の長

6 訓練目的

- (1) 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- (2) 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- (3) 「川内地域の緊急時対応」や地域防災計画等の検証
- (4) 訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出

(5) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

7 訓練内容

訓練目的を踏まえて、原子力事業所周辺における地震等の自然災害と原子力災害の複合災害の発生を想定し、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から全面緊急事態を受けた実動訓練までを、以下に示す3項目を重点項目として実施する。

項目1 迅速な初動体制の確立

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、テレビ会議システム等を活用し、関係機関相互の情報共有を図る。また、緊急輸送関係省庁又は民間輸送機関により、内閣府副大臣（原子力防災担当）、国の職員及び専門家を、緊急事態応急対策等拠点施設（鹿児島県原子力防災センター（以下「OFC」という。）、原子力施設事態即応センター（九州電力株式会社）等に派遣する。

項目2 中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定

官邸、内閣府本府、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）、OFC、原子力利用省庁執務室、鹿児島県庁等の各拠点において、緊急時の対応体制を確立する。中央において原子力災害に係る本部会議を開催するとともに、現地組織と連携した情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う。あわせて、防護措置の実施等に関する意思決定を行い、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施する。

項目3 住民避難、屋内退避等

- ① 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を受けて、民間輸送機関等の支援を受けつつ、予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）内の住民の避難を行う。また、緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）内の住民について屋内退避を実施するとともに、屋内退避の意義等の理解促進を図る。
- ② 緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。
- ③ 放射性物質の放出を想定し、運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）の基準に基づき、OIL2の基準を超過したことに伴い、UPZ内の一部地域の住民について、一時移転対象地域の検討、安定ヨウ素剤の緊急配布、県内外避難所への一時移転、避難退域時検査等を実施する。
- ④ 住民避難や屋内退避等の防護措置を円滑に行うため、実動組織や関係機関と連携し、複合災害時に必要となる災害対応を実施する。

訓練実施項目は以下のとおり。

(1) 本部等運営に関する訓練項目

① 原子力災害対策本部等運営

警戒事態発生に伴う原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、施設敷地緊急事態発生に伴う同事故合同対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡調整、意思決定等を行う。

② 県災害対策本部等運営

発電所の事故進展に応じて、関係地方公共団体において災害対策本部等を設置し、地域防災計画等に基づく応急対策を実施するとともに、テレビ会議システム等を活用し、ERC、OFC等との間で継続的な情報共有を図る。

③ 県現地災害対策本部等運営

発電所の事故進展に応じて、OFCに現地災害対策本部を設置し、テレビ会議システム等を活用し、県災害対策本部やOFCとの間で継続的な情報共有を図る。

④ オフサイトセンター運営

OFC内組織の運営（原子力災害合同対策協議会の運営を含む。）を通じて、防護措置に係る関係地方公共団体等との具体的対策の検討、調整等を行う。

(2) その他訓練項目

① 緊急時対応要員参集

発電所の事故進展に応じて、各拠点に参集することとなっている緊急時対応要員の参集を実施する。

② 緊急時通信連絡

各拠点・関係機関の間で定められた通信連絡を行うとともに、現地の活動や避難状況について、ヘリコプターからの映像等を関係機関に伝送し、国と関係地方公共団体との間で情報共有を行う。

③ 国、地方公共団体、実動組織等の連携

国、地方公共団体、実動組織、事業者等の中で、事態の進展に応じて迅速な情報収集及び共有、必要な連絡調整等を行うとともに、孤立集落への対応や断水対策、避難経路確保、通信環境復旧等を実施する。

④ 緊急時モニタリング

緊急時モニタリング実施計画の策定等を行うとともに、国、地方公共団体、原

子力事業者及び関係指定公共機関が連携して、航空機モニタリングを含めた緊急時における環境放射線のモニタリングを行う。

⑤ P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者の避難

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者について、住民への広報活動、被災状況を踏まえた避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ確認等を実施する。

⑥ P A Z内の住民避難

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、P A Z内の住民について、被災状況を踏まえた避難先の調整、輸送手段の確保、住民への広報活動等を行うとともに、避難等を実施する。避難の実施にあたっては、地震被害により、所定の避難先へ避難できない事態を想定した代替の避難先への避難を実施する。また、原子力防災アプリを活用し、避難住民の受入業務の円滑化を図る。

⑦ U P Z内住民の屋内退避

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U P Z内の住民等への広報活動、各機関の情報伝達を行い、家屋倒壊等により屋内退避が困難な場合の想定も含めて、避難所等における住民等の屋内退避を実施する。あわせて、屋内退避の意義等の理解促進を図る。

⑧ U P Z内一部住民の一時移転

O I L 2の基準を超過したことに伴い、U P Z内で屋内退避中の一部住民について、一時移転先の調整、輸送手段の確保、住民等への広報活動等を行い、県内のU P Z外への一時移転を実施する。一時移転の実施にあたっては、地震被害により、所定の避難先へ避難できない事態を想定した代替の避難先への避難を併せて実施する。また、原子力防災アプリを活用し、避難住民の受入業務の円滑化を図る。

⑨ 安定ヨウ素剤緊急配布・服用

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、P A Z等地域内の住民避難を実施する際、安定ヨウ素剤の緊急配布・服用を行う。また、O I L 2の判断に基づき、U P Z内一部住民の一時移転等を実施する際、原子力対策本部からの指示を受け、住民への安定ヨウ素剤の緊急配布・服用を行う。

⑩ 避難退域時検査・簡易除染

O I L 2の判断に基づき、U P Z内一部住民の一時移転等を実施する際、避難

経路上に避難退域時検査場所を設置し、避難用車両、住民の避難退域時検査及び簡易除染を行う。また、原子力防災アプリを活用し、避難退域時検査業務の円滑化を図る。

⑪ 原子力災害医療

施設敷地緊急事態発生後、不測の事態に備え、国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送を実施する。E R C、O F C及び県災害対策本部間で原子力災害医療派遣チームの派遣調整について情報共有を行う。

⑫ 物資調達・供給

避難所等における物資需要を把握し、食料・水・生活必需品・医療品等の調達・供給を行う。

⑬ 交通規制・警戒警備

警察、道路管理者、海上保安庁等による交通規制、船舶航行規制や道路状況の確認等を行う。

(3) 原子力事業者が参加主体となる訓練

① 対策本部運営訓練

地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、本社及び発電所（緊急時対策所）に対策本部を設置し、緊急事態応急対策を指揮するとともに、テレビ会議システム等を活用し、緊急時対策所と原子力施設事態即応センター、原子力施設事態即応センターとE R Cとの間で継続的な情報共有を図る。

② 通報連絡訓練

地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、原子力事故等の状況について関係機関への通報連絡を行う。

③ 警備・避難誘導訓練

発電所構内作業員等の避難誘導及び避難場所への移動を行うとともに、発電所敷地内の立入制限を行う。

④ 原子力災害医療訓練

発電所構内における放射性物質汚染を伴う傷病者に対する汚染除去等の応急措置及び関係機関と連携し、医療機関への搬送等を行う。また、施設敷地緊急事態の発生後24時間以内に発電所構内に医療提供体制を確立するため、県外の関係機関等から医療関係者の派遣要請を行う。

⑤ 事故収束訓練

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、発電所が保有する重大事故等対処設備を活用した事故拡大防止措置を行う。

⑥ 原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営を行い、原子力施設事態即応センター等との情報共有を行う。

⑦ 原子力事業者支援連携訓練

原子力災害時における原子力事業者間の協力協定等の取決めに基づき、施設敷地緊急事態発生に伴う要員派遣、資機材提供の支援要請連絡、原子力緊急事態支援組織から提供を受けた資機材の発災発電所への搬送等を行う。

⑧ 緊急時モニタリング訓練

発電所対策本部からの指示に基づく必要なモニタリングポイントへの測定機器の配備及び測定結果を対策本部へ連絡する。

8 個別の要素訓練等

7の訓練の一部を、発電所の事故進展とは異なる事故進展のタイミングにて行う。

9 訓練評価

訓練終了後、各種計画、マニュアル等の見直し及び検証に資するため、教訓の抽出等を行う。訓練評価は、訓練参加者による自己評価及び外部評価（評価員、外部専門家）により実施する。訓練に参加した関係省庁、関係地方公共団体、指定公共機関等は、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された教訓等を検討し、明らかになった課題に関して、緊急時対応や各種計画、マニュアルの検討・改善等を行う。

令和6年度原子力総合防災訓練の概要（案）

1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

- ①国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- ②原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③「川内地域の緊急時対応」に定められた避難計画の検証
- ④訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の検証
- ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

令和7年2月

3 訓練の対象となる原子力事業所

九州電力株式会社 川内原子力発電所

4 参加機関等

政府機関：内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁
 地方公共団体：鹿児島県、鹿児島市、阿久根市、出水市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、さつま町ほか
 訓練対象事業者：九州電力株式会社
 関係機関：量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等

5 訓練内容

自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、上記事業所を対象に訓練を実施

重点項目

- (1) 迅速な初動体制の確立
- (2) 中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定
- (3) 住民避難、屋内退避等

訓練のポイント

- 自衛隊等の実動組織の協力のもと、ヘリコプター・船舶等のあらゆる手段を活用した県内外への広域的な住民避難の実効性の確認
- 能登半島地震の事例を踏まえ、南海トラフ地震等に備えた複合災害時の対応を検証
- 防災アプリによる避難住民の受入業務の円滑化や無人航空機を活用した航空機モニタリング等を実施



<概ね半径5km>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域) : Precautionary Action Zone
 ⇒ 急速に進展する事故等も踏まえ、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

1市(薩摩川内市)

住民数: 4,182人※

<概ね半径5~30km>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域) : Urgent Protective Action Planning Zone
 ⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

7市2町(薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町、長島町)

住民数: 198,143人※

※人口: 令和2年4月1日時点

（事象の推移）

事象
発生

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

○迅速な初動体制の確立

- 要員の参集、現状把握
- テレビ会議システム等を活用した関係機関相互の情報共有 等

○中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定

- 原子力災害対策本部開催による意思決定等
- 現地への国の職員・専門家の緊急輸送 等

○UPZ外地域への住民避難、屋内退避等

- PAZ内の住民の避難
- UPZ内住民の屋内退避
 - 緊急時モニタリングの実施
 - モニタリング結果を踏まえた一時移転エリアの特定等
- UPZ内住民の一時移転 等